

# お役立ち情報

## 自転車保険への加入が義務化！

山口県では、2024年4月1日より自転車の安全利用に向けて新たな条例が施行されました。新たな条例では罰則は設けていないものの、2024年10月から、自転車の利用者や利用者が未成年の場合はその保護者、自転車を利用する事業者や自転車を貸す事業者に、損害保険への加入を義務付けます。

また、努力義務として、自転車の小売業者に購入者が保険に加入しているか確認し、加入していない場合は加入を促すことなども求めています。

2023年（令和5年）4月1日の時点で、自転車利用者の保険加入に関する条例を制定していないのは、全国で山口県を含む、島根、岡山、長崎、沖縄の5県でした。

自転車が加害者となる交通事故が全国的にあとを絶たず、中には高額な賠償を求められるケースもあります。

## 自転車事故の高額賠償事例

### もしも、自転車事故で加害者になったら、

#### 高額賠償事例

# 賠償額 9,521万円

(神戸地裁 平成25年7月判決)

男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に、歩行中の女性と正面衝突。

女性は頭蓋骨骨折等で意識が戻らず、監督責任を問われた母親に賠償命令。



株式会社 ほけんのTYF

〒754-0002 山口市小郡下郷1396

Tel 083-972-2152 Fax 083-973-6741